

## 滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正の概要

滋賀県土木交通部監理課審査契約係

### 1. 改正内容

建設工事請負契約約款を一部改正し、主に直接工事費に限定されていた前金払の使途について、現場管理費および一般管理費等を含む当該工事の施工に要する費用に拡大します。

ただし、現場管理費および一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用については前払金額の 100 分の 25 を限度とします。

なお、今回の改正は前払金の使途の改正であって、前払金の額（請負代金額の 10 分の 4 以内）は変わらないことを申し添えます。

### 2. 改正理由

予算の早期執行による経済効果の最大限の発現を図ることを目的として、平成 28 年 5 月 27 日付で地方自治法施行規則が改正され、主に直接工事費に限定されていた前金払の使途を現場管理費および一般管理費等を含む工事の施工に係る費用全般に対象を拡大することとなつたため。

### 3. 適用対象

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事にかかる前金払で平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるもの。

### 4. 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成 28 年 4 月 1 日以降において既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議のうえ、当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合には、特例措置を適用できるものとします。